

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示

米飯提供業者の業者登録

土地改良法による換地計画の決定

土地改良事業計画の適否の決定(十三件)

旧慣使用林野整備計画の認可(四件)

基本測量の実施

建築基準法による道路の指定

◇ 教 委 告 示

教育委員会の招集

登録番号	登録年月日	氏 名	名称又は屋号	住 所	営 業 所 の 所 在 地
倉振第三号	五五、五、二	井 川 慶 子	手打うどん 慶	東伯郡大栄町由良宿一五六一	東伯郡大栄町由良宿八〇六の一
鳥振第四号	五五、五、一	岡 本 義 春	潮 路	六 気高郡気高町浜村字西浜七八一三一	同上
〃 五 〃	五五、七、二四	岡 本 寿 行	民宿 岡本	岩美郡岩美町小羽尾三九七一	〃

告 示

鳥取県告示第九百五号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三三号)第三十五条の四
第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同条
第四項の規定により告示する。

昭和五十五年十月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

日振第二号	五五、九、一〇	舟越寛昌	レストラン ローリエ	日野郡日南町矢戸四六四	日野郡日南町生山四〇六一一〇
“ 六 ”	五五、八、二五	田中功	和風焼肉 たなか	“ 元町四二 ”	“ ”
“ 五 ”	五五、六、一八	山崎律子	小料理なみ	境港市相生町九八	同上
“ 四 ”	五五、四、二五	株式会社たんぼ 取締役社長足立順太郎	株式会社たんぼ 原徳	島根県安来市赤江町一四四八一	米子市昭和町四〇一一
米振第三号	五五、四、一五	長谷川志津子	軽食喫茶 クーポール	米子市西福原一五三	同上
“ 一〇 ”	“ ”	池田豊子	寿しゃ	東伯郡東伯町浦安二〇八の七	“ 東伯町浦安二〇八一 ”
“ 九 ”	五五、九、五	坂田洋子	プリンス	西伯郡大山町平木二〇〇	東伯郡大栄町由良宿
“ 八 ”	五五、七、一八	高塚勇	一休	“ 仲之町七三七一九 ”	倉吉市明治町一〇二五一
“ 七 ”	五五、六、一八	森本よし子	味富	“ 小鴨一二五 ”	同上
“ 六 ”	五五、六、一〇	小谷法史	家族亭 青葉	倉吉市園分寺	倉吉市山根四九〇の一
“ 五 ”	“ ”	西本輝男	ミニレスト ピット	東伯郡羽合町上浅津五一八	東伯郡東郷町引地一一九の一
“ 四 ”	“ ”	木村知勢子	スナック 辰巳	倉吉市殿城八一〇	倉吉市堺町二丁目九六二の四

鳥取県告示第九百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、北条砂丘地区一―三工区県営ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十月十七日

鳥取県知事

平

林

鴻

三

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第九百七号

昭和五十五年六月三十日付けで鹿野町から申請のあつた土地改良(岡井地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百八号

昭和五十五年六月三十日付けで鹿野町から申請のあつた土地改良(岡井地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九号

昭和五十五年八月五日付けで八東町から申請のあつた土地改良(南地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

八東町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百十号

昭和五十五年八月五日付けで八東町から申請のあつた土地改良(南地区暗きよ排水)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において

準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

八東町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百十一号

昭和五十五年八月二十五日付けで関金町から申請のあつた土地改良(堀(釜ヶ谷)地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百十二号

昭和五十五年八月二十五日付けで関金町から申請のあつた土地改良(堀(小泉奥)地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百十三号

昭和五十五年八月二十五日付けで関金町から申請のあつた土地改良(堀(下井手)地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百十四号

昭和五十五年八月二十五日付けで河原町から申請のあつた土地改良（中井二地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百十五号

昭和五十五年八月二十五日付けで河原町から申請のあつた土地改良（西山地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百十六号

昭和五十五年八月二十五日付けで河原町から申請のあつた土地改良（上井手地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百十七号

昭和五十五年八月三十日付けで江府町から申請のあつた土地改良（日光（畑口）地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二

第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百十八号

昭和五十五年九月三日付けで日野町から申請のあつた土地改良（安井地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百十九号

昭和五十五年九月十九日付けで羽合町から申請のあつた土地改良（長瀬地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

羽合町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百二十号

佐治村長から申請のあつた大井地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第二十二条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十月十一日認可したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年十月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百二十一号

佐治村長から申請のあつた古市・大井地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第二十二条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十月十一日認可したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年十月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百二十二号

佐治村長から申請のあつた刈地地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十七年法律第二百二十六号）第二十二条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十月十一日認可したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年十月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百二十三号

佐治村長から申請のあつた刈地・大井地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第二十二条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十月十一日認可したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年十月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百二十四号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年十月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 作業種類 基本測量（精密変歪^{わい}測量作業）
- 二 作業期間 昭和五十五年十月二十七日から同年十一月十二日まで
- 三 作業地域 倉吉市及び三朝町

鳥取県告示第九百二十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号に規定する道路を昭和五十五年十月十三日指定したので、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十五年十月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類及び路線名並びに区域	幅員(メートル)	延長(メートル)
境港市道 内浜中央線 境港市小篠津町四九九から同町三〇四二―一二までの区域	九・〇〇? 一四・〇〇	三二三・〇〇

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十六号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十五年十月十七日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

- 一 日時 昭和五十五年十月二十七日(月)午後三時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題 (1) 昭和五十五年教育表彰について
(2) その他

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥取県

【定価一部一箇月千円(送料を含む)】